

確 認 書

那賀町薬剤師奨学金返還支援金

確認項目			申請者 確認欄
(申請者要件の確認)			
①		支援金交付要綱第6条に規定する認定者である。	
	(1)	認定通知書による通知を受けている。	
	(2)	認定通知書に記載された対象施設への就業期限までに、対象施設に薬剤師として正規雇用により就職している。	
②	町税その他町が徴収する負担金、利用料、保険料等を滞納していない。		
③	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員に該当しない、かつ暴力団と密接な関係を有していない。		
(交付対象期間、交付申請額の確認)			
④	貸与を受けた奨学金に返還残額があり、かつ、滞納なく返還している。		
⑤	支援金の交付対象期間は、認定者が対象施設に就職した日(就業した時点で奨学金の返還が開始されていない場合は、返還が開始された日)を起点とし、当該日の属する月から起算して、貸与を受けていた奨学金の返還期間のうち、20年を超えていない。		
⑥	交付申請額は、交付対象期間中の奨学金返還額(他の奨学金返還支援制度と併用する場合は、他の制度の助成金額を控除した額)を超えていない。		
(その他の交付要件の確認)			
⑦	町が策定又は認めるプログラムに基づく研修を受講済み又は受講する意思がある。		
(申請書類の確認)			
	毎 年 度 添 付	奨学金の返還状況(返還額、返還残高等)が確認できる書類(奨学金事業実施者が発行する「奨学金返還証明書」の写し等)	
		他の奨学金返還支援制度を併用する場合、その助成額がわかる資料の写し	
	初 年 度 に 限 り 添 付	支援金交付要綱第4条第1項第1号のアに該当する者にあつては、大学等卒業証明書・修了証明書又はこれに準ずるものの写し	
		支援金交付要綱第4条第1項第1号のアに該当する者にあつては、薬剤師免許証の写し又は登録済証明書の写し(登録済証明書の写しを添付した場合は、翌年度に薬剤師免許証の写しを添付すること。)	
		支援金交付要綱第4条第1項第1号のイに該当する者にあつては、薬剤師免許証の写し	

那賀町薬剤師奨学金返還支援金の交付申請に際し、上記全ての項目を確認しました。

確認年月日

申請者名